

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和6年12月12日(木)  
午前11時4分～午前11時21分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保  
委員 二階堂充 委員 笹森波  
委員 千葉栄幸 委員 菊地忍
- 4 委員外議員 3名  
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子  
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一  
次長兼議会総務係長 川上真理子  
主幹兼議事調査係長 若林潤
- 7 協議事項  
付議事件  
(1) 議会の運営に関する事項について
  - ① 追加議案の取扱いについて
  - ② 請願審査報告について
  - ③ 常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
  - ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議長の諮問に関する事項について
  - ① 議員の派遣について

午前11時4分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

追加議案の取扱いについてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 追加議案の取扱いについて、説明いたします。

初めに、次第書1ページの① 追加議案の件名について説明いたします。

今回、条例改正案2か件、補正予算4か件の計6か件が新たに提出されております。

まず、条例改正案は議案第124号と議案第125号で、一般職員及び特別職の職員の給与等の改正に係るものです。

次に、補正予算4か件については、一般会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計について、職員等の給与条例等の改正に伴うものが主なものとなっております。

次に、② 取扱い案について説明いたします。併せて、資料1、議事日程第6号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明については、日程第16 議案第122号 令和6年度名取市下水道事業等会計補正予算（第1号）の採決の後、追加議案6か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに議案第124号から議案第129号までを議案番号順に審議するもので、のちほど議題となります2の（1）名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてで説明いたしますが、議員の期末手当の支給割

合の改正に伴う条例の一部改正案として、議案第125号の採決の後、議会案第4号の審議を間にはさむこととなります。

次に、ウ 審議方法については、6か件それぞれについて、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行うこととなります。採決の方法については、起立採決とする案です。

なお、議案第124号及び議案第125号の職員等の給与等に関する一部改正条例関連議案2か件については、一括議題として審議の冒頭に担当部長より補足説明があります。その後、一括して質疑を行い、委員会付託省略後、それぞれ1件ずつ討論、採決を行うものとする案です。

追加議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） 追加議案の取扱いについて、書記より説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。

追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、請願審査報告についてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 請願審査報告について、説明いたします。

請願第1号 名取市にパークゴルフ場の早期実現を求める請願については、所管の民生教育常任委員会に付託しておりましたが、審査結果については、資料2の請願審査報告書(案)のとおり、願意妥当と認め、採択すべきものと決しております。

次に、請願審査報告の取扱い案ですが、資料1の議事日程第6号に記載のとおり、12月17日火曜日、議案第129号 令和6年度名取市下水道事業等会計補正予算（第2号）の採決の後に上程し、民生教育常任委員会委員長より委員長報告を受けます。審議方法としては、委員長報告の後、質疑、討論、採

決を行います。採決は起立採決とする案です。

なお、資料2の請願審査報告書(案)の右上の日付と次ページ「2 委員会審査日程」の12月16日月曜日の開会日時及び出席委員並びに欠席委員の欄については、委員会が今後開催される予定のものであるため、空白としているものです。

請願審査報告について、説明は以上です。

○委員長(熊谷克彦) ただいま、請願審査報告について説明いたしましたが、請願審査報告に係る取扱いについて、御意見等があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷克彦) お諮りいたします。

請願審査報告につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷克彦) 御異議なしと認めます。よって、請願審査報告につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、常任委員会の閉会中における継続調査申し出についてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記(若林 潤) 常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、説明いたします。

資料3-1から3-3までを御覧願います。

閉会中の継続調査の申し出がありましたのは、総務消防、建設経済、民生教育常任委員会です。

継続調査とする事件及び継続調査とする理由については、資料3-1から3-3までのとおりです。

なお、今回の調査事項については、それぞれの常任委員会で決定した年間活動計画に基づく調査活動を行う内容となっているものです。

次に、次第書2ページの(3)の③ 取扱い案について説明いたします。併せて資料1、議事日程第6号も御覧ください。

上程日・採決方法(案)ですが、次第書の③に記載のとおり、12月17日火

曜日、議会案第3号の意見書の採決の後、上程し、簡易採決とする案です。

常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。

常任委員会の閉会中における継続調査申し出についてにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会の閉会中における継続調査申し出についてにつきましては、そのように決定しました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。初めに、書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

まず、次第書2ページ中段の（1）の① 改正案について説明いたします。

議会案としての上程日は、12月17日火曜日を予定しております。提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

条例改正の内容ですが、本市議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、今国会（第216回）での人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、一般職同様に特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が12月9日に国会に提出されました。この内容に準じ、本市議会議員の特別職の給与等についてもその趣旨に沿って改正すべく、条例を改正するものです。

その内容については、期末手当の支給割合を現在の年間3.40月分を3.45月分に0.05月分引き上げ、令和6年12月支給分から実施するというものです。

資料4の条例改正案文をご覧ください。

第1条ですが、令和6年12月支給分は現在100分の170月分ですが、これが100分の175月分に引き上げられます。令和6年6月支給分が100分の170月分ですから、12月支給分の100分の175月分を合わせますと100分の345月分、年間3.45月分となります。

次に第2条ですが、令和7年度においては6月支給分100分の170月分、12月支給分100分の175月分を、どちらも100分の172.5月分とし、年間3.45月分として支給するよう改正し、令和7年4月1日に施行する予定になっています。

国のこのような根拠法令の改正を受けまして、本市議会議員の期末手当の取扱いについて御協議願うものです。

なお、12月11日の会派代表者会議において説明し了承を得ております。

また、改正条例が可決されましたら、引き上げ分の0.05月分については差額支給として12月27日に支給を予定しております。

なお、議員1人あたりの差額支給額は27,650円となります。

改正に伴い増額となる議員期末手当の予算については、議会費を追加補正することで対応させていただくものです。

次に、次第書2ページの(1)の② 取扱い案について説明いたします。

併せて、資料1の議事日程第6号を御覧願います。

初めに、ア 上程・審議日については、先の追加議案の取扱いについてで説明しましたが、日程第18 議案第125号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決の後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決により採決を行うものです。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、このことについて書記より説明いたさせます。

○書記（若林 潤） 議員の派遣について、説明いたします。

次第書2 ページ下段と、資料5 を御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するものです。

初めに、1 名取市政への要望書発表会です。

場所は宮城県名取市、期間は令和6年12月18日水曜日。派遣議員は、長南良彦議長、吉田 良議員、大久保主計議員、板橋美保議員、二階堂充議員の5名です。

次に、2 亘理名取地区市町議会連絡協議会行政懇談会です。

場所は、宮城県岩沼市、期間は令和7年1月17日金曜日。派遣議員は、長南良彦議長と大泉徳子副議長です。

次に、3 宮城県市議会議長会春季定期総会です。

場所は、宮城県気仙沼市、期間は令和7年1月22日水曜日及び23日木曜日の2日間です。派遣議員は、長南良彦議長と大泉徳子副議長です。

次に、4 亘理名取地区市町議会連絡協議会議員研修会です。

場所は、宮城県岩沼市、期間は令和7年2月10日月曜日。派遣議員は、全議員です。

次第書にお戻りください。

②の取扱い案の上程日及び採決方法については、12月17日火曜日、常任委員会の閉会中における継続調査申し出についての採決の後に上程し、簡易採

決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです。議員の派遣について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、議員の派遣について説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。

議員の派遣につきましては、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時21分 散会

令和6年12月12日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦